農地・水・環境保全向上対策に関する意見書

農業・農村の経済効率化を進める中で、農家経済の低迷、過疎化や高齢化、混住化などにより、公共財である農地・農業用水等の資源の適切な保全が困難化しています。

一方、国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視 した農業生産への取り組みが求められています。

そうしたもとで、日本で初めての「環境直接支払制度」として検討され、品目 横断的経営安定対策と「車の両輪」となる政策として位置づけられた「農地・水・ 環境保全向上対策」が、平成19年度から本格実施されます。

しかし、同対策は、農地・農業用水等の保全向上のための地域ぐるみ共同活動に対する支援という農業資源保全対策の中に、環境保全型の営農活動に取り組む農業者に対する支援という農業環境保全対策を取り込んで一つの対策(事業)とするなど、限られた財政規模の中で、支援対象を限定した政策設計となっています。

また、地方公共団体にも国と同等の財政支援を求めており、財政力の弱い地方 自治体では、実施見送りか限定的な実施にとどまるなどの問題を抱えた政策の 組み立てとなっています。

よって、国においては、すべての地域において、農地・水・環境の適切な保全と質的向上を図れる推進体制をつくるよう次の事項について強く要望します。

記

- 1 全国の農業振興地域の農用地を対象とする「農地・水・環境保全向上対策」 について、地方公共団体の財政力によって取り組み方に格差が生じないよう、 地方公共団体負担分に対する地方財政措置など、十分な財政支援策を講ずる こと。
- 2 資源保全施策(共同活動支援)や農業環境保全施策(営農活動支援)に取り 組む活動団体の負担とならないように、実績確認などの事務処理の簡素化や、 地域の特性と実情に応じた要件緩和など弾力的な運用を図ること。

また、本対策と中山間地域等直接支払制度とは、その役割が異なることから、重ねて実施できるとされましたが、その場合の追加要件を早急に明らかにし周

知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会